

財団法人滋賀県文化財保護協会寄付行為

| | | | |
|-------|----|----|----|
| 昭和45. | 4. | 8 | 施行 |
| 平成元. | 3. | 20 | 改正 |
| 平成10. | 3. | 23 | 〃 |
| 平成14. | 3. | 27 | 〃 |
| 平成15. | 3. | 27 | 〃 |
| 平成16. | 3. | 26 | 〃 |

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、財団法人滋賀県文化財保護協会という。

(事務所の所在地)

第2条 この法人は、事務所を滋賀県大津市瀬田南大萱町1732番地の2に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、滋賀県下の歴史上、芸術上または学術上価値の高い文化的所産を調査・研究・保護し、かつ活用を図り、もって我が国の文化的向上に資することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行なう。

- (1) 文化財の調査、研究および保護活用
- (2) 滋賀県教育委員会およびその他公共団体等が行なう業務の受託
- (3) 滋賀県埋蔵文化財センター、滋賀県立安土城考古博物館および滋賀県立琵琶湖文化館の管理および運営
- (4) 文化財研究者の養成と指導
- (5) 出版物の刊行、講演会、研究会、展示会等の開催
- (6) その他、この法人の目的達成に必要な事業

第2章 資産および会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄付金品
- (3) 資産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種類)

第6条 資産は、基本財産および運用財産とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、または担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、評議員会の承認を経、理事会において理事現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、主務官庁の承認を得て、処分し、または担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 資産は理事長が管理し、その方法は理事会の議決により定める。

2 基本財産のうち、現金は、郵便官署または確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、または国債、公債その他確実な有価証券にかえて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画および収支予算)

第10条 この法人の事業計画および収支予算は、毎年度開始前に評議員会の承認を経、かつ、理事会の議決を受けなければならない。

(決算の報告)

第11条 この法人の収支決算は、年度終了後2月以内に事業報告書、財産目録および財産増減事由書を付して、監事の監査を経、評議員会および理事会の承認を受け、主務官庁に報告しなければならない。

第12条 削除

(予算外債務)

第13条 収支予算に定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、または権利の放棄をするときは、評議員会の承認を経、かつ、理事会の議決を受けなければならない。

(会計年度)

第14条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第3章 役員、評議員および職員

(役員)

第15条 この法人に次の役員を置く。

理事 10人以上12人以内

監事 3人

(役員を選出)

第16条 理事および監事は、評議員会で選任する。

2 理事は、互選により理事長および常務理事各1名を定める。

3 会務の執行に際し必要があるときは、理事の互選により副理事長1人を置くことができる。

4 評議員会は、第1項の規定による理事の内1人について滋賀県教育委員会の推せんする事務局職員を選任するものとする。

5 理事および監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第17条 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

2 理事長は、この法人を代表し、会務を統轄する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときまたは欠けたときは、その職務を代行する。

4 常務理事は、理事長および副理事長を補佐し、日常の事務を処理し、副理事長に事故があるときまたは欠けたときは、その職務を代行する。

第18条 監事は、民法第59条の職務を行なう。

(役員任期)

第19条 役員任期は2年とする。ただし、補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

2 役員は再任されることができる。

3 役員は、辞任した場合または任期満了の場合であっても、後任者が就任するまではその職務を行なわなければならない。

(解任)

第20条 役員に、この法人の役員としてふさわしくない行為があった場合または特別の事情がある場合には、評議員会の承認を経、かつ、理事会において理事現在数の3分の2以上の同意を得て、解任することができる。

(役員給与)

第21条 役員は無給とする。ただし評議員会の同意および理事会の議決により有給とすることができる。

(評議員)

第22条 この法人には、評議員を10人以上12人以内置く。

2 評議員は、理事会でこれを選出し、理事長が委嘱する。

第23条 評議員の任期は2年とする。ただし、補欠評議員の任期は前任者の残任期間とする。

2 評議員は再任されることができる。

3 評議員は、辞任した場合または任期満了の場合であっても、後任者が就任するまではその職務を行なわなければならない。

第24条 評議員は、評議員会を組織し、この寄付行為に定める事項のほか理事会の諮問に応じ、理事長に対し必要と認める事項について助言する。

(事務局)

第25条 この法人には、事務を処理するため事務局を置き、所要の職員を置く。

2 事務局の組織については、別に定める。

3 職員は、理事長が任命する。

4 職員は有給とする。ただし、理事会の議決により無給とすることができる。

(顧問および専門委員)

第26条 この法人に顧問および専門委員を置くことができる。顧問および専門委員は、理事会の議決により理事長が委嘱する。

2 顧問は、この法人の事業運営について理事会の諮問に応ずる。

3 専門委員は、専門的技術的事項について、理事会の諮問に応ずる。

4 顧問および専門委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第4章 会 議

(会議の種類)

第27条 この法人の会議は、次のとおりとする。

(1) 理事会

(2) 評議員会

(理事会の招集)

第28条 理事会は、毎年2回以上理事長が招集する。

2 前項の規定にかかわらず、理事の3分の1以上の者から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は2週間以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項およびその内容、日時、場所を示して、あらかじめ文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第29条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この寄付行為において別に定めるもののほか、次の事項を決定する。

(1) 評議員会に対する付議事項

- (2) 財産の管理運営に関する事項
- (3) 不動産の買入れまたは処分に関する事項
- (4) その他、この法人の事業遂行上必要と認める事項

(定足数および議決)

第31条 理事会は、理事の3分の2以上の出席がなければ開会することができない

- 2 やむを得ない理由のため、会議に出席することができない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前項および次項の適用については、出席したものとみなす。
- 3 理事会の議事は、この寄付行為に別に定めるもののほか出席理事の過半数同意をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 理事長は、緊急を要する事項または軽易な事項については、持ち回りまたは書面表決の方法により全理事の賛否を求め、その過半数の同意をもって理事会の議決に代えることができる。
- 5 理事長は、前項の表決を求めた場合は、その結果を速やかに各理事に報告しなければならない。

(評議員会)

第32条 評議員会は、毎年1回以上理事長が招集する。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事会が議決によって、または評議員の3分の1以上の者が連署によって会議の目的たる事項を示して請求したときは、理事長は、3週間以内に評議員会を招集しなければならない。
- 3 評議員会の議長は、会議のつど評議員の互選によって定める。
- 4 第31条の規定は、評議員会について準用する。この場合において「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(議事録)

第33条 すべての会議については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時および場所
 - (2) 当該会議構成員の現在数および会議に出席した者の氏名（書面表決者および表決委任者を含む。）
 - (3) 議決事項
 - (4) 議事の経過
- 2 議事録には、出席者の中から、その会議において選出された議事録署名人2人以上が議長とともに署名しなければならない。

第5章 寄付行為の変更および解散

(寄付行為の変更)

第34条 この寄付行為は、理事会および評議員会において、それぞれ理事および評議員総数の3分の2以上の賛成による議決を経、かつ主務官庁の許可を得なければ変更することができない。

(解 散)

第35条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか理事会および評議員会において、理事および評議員の4分の3以上の同意を経、主務官庁の許可があったとき解散する。

(解散に伴う財産処分)

第36条 この法人の解散のときに存する残余財産は、評議員会の承認を経、理事会において理事総数の4分の3以上の同意を得、かつ、主務官庁の許可を得て、この法人と類似の目的をもつ団体に寄付するものとする。

第6章 雑 則

(委 任)

第37条 この寄付行為の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

付 則

- 1 この法人の設立当初の役員は、第16条第1項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによるものとし、その任期は、第19条第1項の規定にかかわらず、昭和47年3月31日までとする。
- 2 この法人の設立初年度の事業計画および収支予算は、第10条第1項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 3 この法人の設立当初の会計年度は、第14条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和46年3月31日までとする。
- 4 この寄付行為は、この法人の設立について許可されたときより施行する。

(設立許可 昭和45年4月8日)

付 則 (平成元年3月20日理事会)

この寄付行為は、平成元年4月1日から施行する。

付 則 (平成10年3月23日理事会)

この寄付行為は、平成10年4月1日から施行する。

付 則（平成14年3月27日理事会）

この寄付行為は、平成14年4月1日から施行する。

付 則（平成15年3月27日理事会）

この寄付行為は、平成15年4月1日から施行する。

付 則（平成16年3月26日理事会）

この寄付行為は、平成16年4月1日から施行する。